【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者（特定有価証券に該当する有価証券の発行者を除く。次項において同じ。）が法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他の内閣府令で定める書類を添えて、これを金融庁長官に提出しなければならない。

２　金融庁長官は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の四に定める期間内。以下この項において同じ。）の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の者

二　相当の期間事業を休止している者

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者で、内閣府令で定めるところにより算定した当該有価証券の所有者の数が内閣府令で定める数未満である者

３　前項の承認は、同項の者が内閣府令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後内閣府令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の四に定める期間内）に株主名簿の写しその他の内閣府令で定める書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。

４　金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合（第二項の規定による承認が行われている場合を除く。）において、その者が更生手続開始の決定を受けた者であり、かつ、当該申請が当該更生手続開始の決定があつた日後三月以内に行われた場合には、当該更生手続開始の決定があつた日の属する事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者（特定有価証券に該当する有価証券の発行者を除く。次項において同じ。）が法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他の内閣府令で定める書類を添えて、これを金融庁長官に提出しなければならない。

２　金融庁長官は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の四に定める期間内。以下この項において同じ。）の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の者

二　相当の期間事業を休止している者

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者で、内閣府令で定めるところにより算定した当該有価証券の所有者の数が内閣府令で定める数未満である者

３　前項の承認は、同項の者が内閣府令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後内閣府令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の四に定める期間内）に株主名簿の写しその他の内閣府令で定める書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。

４　金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合（第二項の規定による承認が行われている場合を除く。）において、その者が更生手続開始の決定を受けた者であり、かつ、当該申請が当該更生手続開始の決定があつた日後三月以内に行われた場合には、当該更生手続開始の決定があつた日の属する事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

（５　削除）

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者（特定有価証券に該当する有価証券の発行者を除く。次項において同じ。）が法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他の内閣府令で定める書類を添えて、これを金融庁長官に提出しなければならない。

２　金融庁長官は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内。以下この項において同じ。）の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の者

二　相当の期間営業を休止している者

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者で、内閣府令で定めるところにより算定した当該有価証券の所有者の数が内閣府令で定める数未満である者

３　前項の承認は、同項の者が内閣府令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後内閣府令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内）に株主名簿の写しその他の内閣府令で定める書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。

４　金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合（第二項の規定による承認が行われている場合を除く。）において、その者が更生手続開始の決定を受けた者であり、かつ、当該申請が当該更生手続開始の決定があつた日後三月以内に行われた場合には、当該更生手続開始の決定があつた日の属する事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

５　第一項の規定は法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、第二項及び第三項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「当該申請があつた日の属する事業年度（その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請があつた日の属する特定期間（その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度（その日が事業年度」とあるのは「特定期間（その日が特定期間」と、「直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間）の直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、第三項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者（特定有価証券に該当する有価証券の発行者を除く。次項において同じ。）が法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他の内閣府令で定める書類を添えて、これを金融庁長官に提出しなければならない。

２　金融庁長官は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内。以下この項において同じ。）の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の者

二　相当の期間営業を休止している者

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者で、内閣府令で定めるところにより算定した当該有価証券の所有者の数が内閣府令で定める数未満である者

３　前項の承認は、同項の者が内閣府令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後内閣府令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内）に株主名簿の写しその他の内閣府令で定める書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。

４　金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合（第二項の規定による承認が行われている場合を除く。）において、その者が更生手続開始の決定を受けた者であり、かつ、当該申請が当該更生手続開始の決定があつた日後三月以内に行われた場合には、当該更生手続開始の決定があつた日の属する事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

５　第一項の規定は法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、第二項及び第三項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「当該申請があつた日の属する事業年度（その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請があつた日の属する特定期間（その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度（その日が事業年度」とあるのは「特定期間（その日が特定期間」と、「直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間）の直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、第三項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者（特定有価証券に該当する有価証券の発行者を除く。次項において同じ。）が法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他の内閣府令で定める書類を添えて、これを金融庁長官に提出しなければならない。

２　金融庁長官は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内。以下この項において同じ。）の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の者

二　相当の期間営業を休止している者

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者で、内閣府令で定めるところにより算定した当該有価証券の所有者の数が内閣府令で定める数未満である者

３　前項の承認は、同項の者が内閣府令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後内閣府令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内）に株主名簿の写しその他の内閣府令で定める書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。

（４　新設）

４　第一項の規定は法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、前二項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「当該申請があつた日の属する事業年度（その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請があつた日の属する特定期間（その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度（その日が事業年度」とあるのは「特定期間（その日が特定期間」と、「直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間）の直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、前項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者（特定有価証券に該当する有価証券の発行者を除く。次項において同じ。）が法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他の内閣府令で定める書類を添えて、これを金融庁長官に提出しなければならない。

２　金融庁長官は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内。以下この項において同じ。）の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の者

二　相当の期間営業を休止している者

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者で、内閣府令で定めるところにより算定した当該有価証券の所有者の数が内閣府令で定める数未満である者

３　前項の承認は、同項の者が内閣府令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後内閣府令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内）に株主名簿の写しその他の内閣府令で定める書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。

４　第一項の規定は法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、前二項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「当該申請があつた日の属する事業年度（その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請があつた日の属する特定期間（その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度（その日が事業年度」とあるのは「特定期間（その日が特定期間」と、「直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間）の直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、前項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者（特定有価証券に該当する有価証券の発行者を除く。次項において同じ。）が法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他の総理府令で定める書類を添えて、これを金融再生委員会に提出しなければならない。

２　金融再生委員会は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内。以下この項において同じ。）の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の者

二　相当の期間営業を休止している者

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者で、総理府令で定めるところにより算定した当該有価証券の所有者の数が総理府令で定める数未満である者

３　前項の承認は、同項の者が総理府令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後総理府令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内）に株主名簿の写しその他の総理府令で定める書類を金融再生委員会に提出することを条件として、行われるものとする。

４　第一項の規定は法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、前二項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「当該申請があつた日の属する事業年度（その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請があつた日の属する特定期間（その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度（その日が事業年度」とあるのは「特定期間（その日が特定期間」と、「直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間）の直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、前項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者（特定有価証券に該当する有価証券の発行者を除く。次項において同じ。）が法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他の総理府令で定める書類を添えて、これを金融再生委員会に提出しなければならない。

２　金融再生委員会は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内。以下この項において同じ。）の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の者

二　相当の期間営業を休止している者

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者で、総理府令で定めるところにより算定した当該有価証券の所有者の数が総理府令で定める数未満である者

３　前項の承認は、同項の者が総理府令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後総理府令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内）に株主名簿の写しその他の総理府令で定める書類を金融再生委員会に提出することを条件として、行われるものとする。

４　第一項の規定は法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、前二項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「当該申請があつた日の属する事業年度（その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請があつた日の属する特定期間（その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度（その日が事業年度」とあるのは「特定期間（その日が特定期間」と、「直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間）の直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、前項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者（特定有価証券に該当する有価証券の発行者を除く。次項において同じ。）が法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他の大蔵省令で定める書類を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

２　大蔵大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内。以下この項において同じ。）の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の者

二　相当の期間営業を休止している者

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者で、大蔵省令で定めるところにより算定した当該有価証券の所有者の数が大蔵省令で定める数未満である者

３　前項の承認は、同項の者が大蔵省令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後大蔵省令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内）に株主名簿の写しその他の大蔵省令で定める書類を大蔵大臣に提出することを条件として、行われるものとする。

４　第一項の規定は法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、前二項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「当該申請があつた日の属する事業年度（その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請があつた日の属する特定期間（その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度（その日が事業年度」とあるのは「特定期間（その日が特定期間」と、「直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間）の直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、前項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者（特定有価証券に該当する有価証券の発行者を除く。次項において同じ。）が法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他の大蔵省令で定める書類を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

２　大蔵大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内。以下この項において同じ。）の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の者

二　相当の期間営業を休止している者

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者で、大蔵省令で定めるところにより算定した当該有価証券の所有者の数が大蔵省令で定める数未満である者

３　前項の承認は、同項の者が大蔵省令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後大蔵省令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内）に株主名簿の写しその他の大蔵省令で定める書類を大蔵大臣に提出することを条件として、行われるものとする。

４　第一項の規定は法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、前二項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「当該申請があつた日の属する事業年度（その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請があつた日の属する特定期間（その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度（その日が事業年度」とあるのは「特定期間（その日が特定期間」と、「直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間）の直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、前項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者（特定有価証券に該当する有価証券の発行者を除く。次項において同じ。）が法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他の大蔵省令で定める書類を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

２　大蔵大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内。以下この項において同じ。）の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の者

二　相当の期間営業を休止している者

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者で、大蔵省令で定めるところにより算定した当該有価証券の所有者の数が大蔵省令で定める数未満である者

３　前項の承認は、同項の者が大蔵省令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後大蔵省令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内）に株主名簿の写しその他の大蔵省令で定める書類を大蔵大臣に提出することを条件として、行われるものとする。

４　第一項の規定は法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、前二項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「当該申請があつた日の属する事業年度（その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請があつた日の属する特定期間（その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度（その日が事業年度」とあるのは「特定期間（その日が特定期間」と、「直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間）の直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、前項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者（特定有価証券に該当する有価証券の発行者を除く。次項において同じ。）が法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他の大蔵省令で定める書類を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

２　大蔵大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内。以下この項において同じ。）の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の者

二　相当の期間営業を休止している者

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者で、大蔵省令で定めるところにより算定した当該有価証券の所有者の数が大蔵省令で定める数未満である者

３　前項の承認は、同項の者が大蔵省令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後大蔵省令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内）に株主名簿の写しその他の大蔵省令で定める書類を大蔵大臣に提出することを条件として、行われるものとする。

４　第一項の規定は法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、前二項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「当該申請があつた日の属する事業年度（その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請があつた日の属する特定期間（その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度（その日が事業年度」とあるのは「特定期間（その日が特定期間」と、「直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間）の直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、前項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四号に掲げる有価証券の発行者（特定有価証券に該当する有価証券の発行者を除く。次項において同じ。）が法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他の大蔵省令で定める書類を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

２　大蔵大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内。以下この項において同じ。）の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の者

二　相当の期間営業を休止している者

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者で、大蔵省令で定めるところにより算定した当該有価証券の所有者の数が大蔵省令で定める数未満である者

３　前項の承認は、同項の者が大蔵省令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後大蔵省令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内）に株主名簿の写しその他の大蔵省令で定める書類を大蔵大臣に提出することを条件として、行われるものとする。

４　第一項の規定は法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、前二項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「当該申請があつた日の属する事業年度（その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請があつた日の属する特定期間（その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度（その日が事業年度」とあるのは「特定期間（その日が特定期間」と、「直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間）の直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、前項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四号に掲げる有価証券の発行者（特定有価証券に該当する有価証券の発行者を除く。次項において同じ。）が法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他の大蔵省令で定める書類を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

２　大蔵大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内。以下この項において同じ。）の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の者

二　相当の期間営業を休止している者

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者で、大蔵省令で定めるところにより算定した当該有価証券の所有者の数が大蔵省令で定める数未満である者

３　前項の承認は、同項の者が大蔵省令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後大蔵省令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内）に株主名簿の写しその他の大蔵省令で定める書類を大蔵大臣に提出することを条件として、行われるものとする。

４　第一項の規定は法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、前二項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「当該申請があつた日の属する事業年度（その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請があつた日の属する特定期間（その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度（その日が事業年度」とあるのは「特定期間（その日が特定期間」と、「直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間）の直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、前項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者である会社が同項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他大蔵省令で定める書類を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

２　大蔵大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、当該会社が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（当該会社が外国会社である場合には、前条に規定する期間内）の日である場合には、その直前事業年度。以下この項において同じ。）から該当しないこととなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の会社

二　相当の期間営業を休止している会社

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の所有者の数が著しく少数である会社

３　前項の承認は、同項の会社が大蔵省令で定めるところにより毎事業年度経過後三月以内（当該会社が外国会社である場合には、前条に規定する期間内）に株主名簿の写しその他大蔵省令で定める書類を大蔵大臣に提出することを条件として、行われるものとする。

（４　新設）

【平成4年6月26日 政令第228号】 （改正なし）

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】 （改正なし）

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】 （改正なし）

【昭和63年8月9日 政令第242号】 （改正なし）

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年06月10日　政令第196号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者である会社が同項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他大蔵省令で定める書類を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

２　大蔵大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、当該会社が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（当該会社が外国会社である場合には、前条に規定する期間内）の日である場合には、その直前事業年度。以下この項において同じ。）から該当しないこととなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の会社

二　相当の期間営業を休止している会社

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の所有者の数が著しく少数である会社

３　前項の承認は、同項の会社が大蔵省令で定めるところにより毎事業年度経過後三月以内（当該会社が外国会社である場合には、前条に規定する期間内）に株主名簿の写しその他大蔵省令で定める書類を大蔵大臣に提出することを条件として、行われるものとする。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者である会社が同項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他大蔵省令で定める書類を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

２　大蔵大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、当該会社が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度。以下この項において同じ。）から該当しないこととなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の会社

二　相当の期間営業を休止している会社

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の所有者の数が著しく少数である会社

３　前項の承認は、同項の会社が大蔵省令で定めるところにより毎事業年度経過後三月以内に株主名簿の写しその他大蔵省令で定める書類を大蔵大臣に提出することを条件として、行なわれるものとする。

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】 （改正なし）

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】 （改正なし）

【昭和57年4月6日 政令第84号】 （改正なし）

【昭和56年9月22日 政令第288号】 （改正なし）

【昭和52年5月27日 政令第167号】 （改正なし）

【昭和51年6月25日 政令第164号】 （改正なし）

【昭和50年12月26日 政令第377号】 （改正なし）

【昭和46年8月13日 政令第267号】 （改正なし）

【昭和46年5月14日 政令第150号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

**第四条**　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の発行者である会社が同項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款、株主名簿の写しその他大蔵省令で定める書類を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

２　大蔵大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、当該会社が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度。以下この項において同じ。）から該当しないこととなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　清算中の会社

二　相当の期間営業を休止している会社

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券の所有者の数が著しく少数である会社

３　前項の承認は、同項の会社が大蔵省令で定めるところにより毎事業年度経過後三月以内に株主名簿の写しその他大蔵省令で定める書類を大蔵大臣に提出することを条件として、行なわれるものとする。

（改正前）

（新設）